

会 議 事 録

1 開会

2 議事録署名人選出

- ・ 築谷尚嗣委員と井殿あかね委員を選出

3 会議の公開・非公開

公開にて審議

4 報告事項

市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について

委員長 : 次第 4「報告事項」に入りますが、冒頭に事務局から説明がありましたように、これまで3回の委員会で皆様からさまざまなご意見をいただきました。これまでの委員会の意見等を反映し、それをパブリックコメントで市民の皆様にご諮るという手続きに移行してまいりました。

今回は基本的にはパブリックコメントにどう答えるかということについてご意見を頂戴したいと考えております。基本的には事務局で作成した案、庁内で調整したものが今回報告されます。その中でご指摘等いただければ、内容を修正することも可能ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の「市民意見の募集結果と意見に対する市の考え」について事務局より内容のご説明をお願いします。

事務局（岡本） : はい。それではよろしくお願いいたします。資料1をご覧ください。三田市新ごみ処理施設整備基本計画（案）に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方についてでございます。

まず1番目の実施の内容及び結果についてですが、実施期間は、先ほど申しましたように令和3年9月1日から9月30日まで実施をしております。閲覧方法につきましては、市のホームページ、そして各市民センターなど、計11カ所で閲覧はできるというふうにしてまいりました。意見の件数でございますが、6名の方から47件の意見がございました。

2番目の意見の概要と市の考え方についてですが、計画（案）を修正するものにつきましては3件、計画（案）を修正しないものについては44件ということで、合わせて47件ということでございます。

まず基本計画（案）を修正するものについてですが、左側に意見の内容の要約、

右側に市の考え方と対応ということで書かせていただいております。

1番目の現クリーンセンターは23年の大規模改修によっていつごろまで安定的な稼働が予定されているか記載すべきではないかというご意見に対しまして、大規模改修の主な改修の内容、下の下線部の太字にしておりますが、そこに大規模改修の内容を記載するとともに、適正な管理によって少なくとも令和9年までは安定的な稼働ができるものと見込んでいますということで回答しております。

次のページの2番目です。方針3の安全・安心の確保と市民に親しまれる身近な施設の表現が少しややこしいのではないかというご意見がございまして、少しまとめまして、まず日常のごみ施設が不具合とか災害によって支障が生じると日常の生活や、また災害においても復旧の支障になるというところで、それに対するの答えというような形。そしてもう1つは、ごみの発生の抑制、再生使用など市民に向けた環境学習など、そういったものが必要ですということに対して、そのためにはこの施設にはこういったものをつけますというような形で少し整理をさせていただいた表現に改めました。

3ページにつきましては、焼却規模と粗大ごみの処理施設の規模については、計算の結果の120tと13.5tの表示だけをしていたのですが、もう少し計算式に基づいて数字をわかりやすくしたほうがいいのではないかという意見がありましたので、右側のとおり、計算式に基づいて数字を当てはめた形で計算結果を求めた記載に修正したということでございます。

以上が修正にあたる3つの意見でございます。

4ページ目からは、(2)計画(案)を修正しないものということで、ご意見が44件ありますので、1つ1つ説明するというのではなく、端折りながら行かせたいと思います。

まず第1章の中では、広域化に関する意見として、実際には協議をされているところがあるのかということと、わざわざ記載している意味合いがわからないということに対しては、右側に、阪神間では川西市、猪名川町、豊能郡など、そういったところの兵庫県内でもありますよということでお答えをしております。そして、広域化については、交付金等をいただくというところでは必須となっておりますので、検証した結果、広域化をするというような結果には至らなかったということで記載をしているということでお答えさせていただいております。

次の第2章のほうに移ります。5ページです。

3番目のカーボンニュートラルに関するご意見として、炭素の循環やバランスがどうなっていくのか、二酸化炭素の削減量についても記載をするべきではないかというご意見ですが、今回の本計画というのは家庭や事業所などから排出されるごみを適正に処理するために必要となる処理施設の内容についてお示しをするものでございまして、カーボンニュートラルの取り組みにつきましては、三田市はゼロカーボンシティを宣言しておりますので、これから別途ゼロカーボンシティに向けた計画を策定するというようにしておりますので、その中で取り組み

についてしていくと答えております。

4番目のごみの減量対策についてですが、まずはごみの発生を抑制、減少させることを第一義的に載せるべきではないか、ごみの発生減が基本ではないですかというご意見ですけれども、これにつきましても、2段落目のほうに、ごみの減量対策の取り組みについては令和4年度に見直しを予定している一般廃棄物処理基本計画において具体的な対策を含めて検討することとしておりますということなのですが、このままで行きますと現在何もしていないと読み取られかねないので、現在でも一般廃棄物処理基本計画においてはごみの減量対策は位置づけておりますので、そういったことを踏まえて、なおかつ令和4年度に見直しをして、さらに対策を含めて検討していきたいというふうに少し加えさせていただこうかなと思っております。

続きまして、5番ですが、プラスチック類に関する意見でございますが、これにつきましては以前の委員会でも対応をお答えさせていただいたと思うのですが、プラスチック類の分類については来年度、令和4年から国のほうでプラスチック類の資源循環促進法が施行されていきますので、国から示される具体的な取り組みを踏まえて、これも令和4年度に見直しを予定している一般廃棄物処理基本計画において具体的な対策でありますとか、プラスチック処理施設の整備の必要性も検討することとしていますということで市の考え方をお示ししております。

次に7番ですが、まずは廃棄物の排出量の削減、リユース・リサイクルの促進、有機物の再利用などの優先順位を記載し、その中で廃棄物の優先順位を明確にしてくださいということですが、これにつきましても、2段落目のところに、廃棄物の排出量の削減とか、リユース・リサイクル、有機物の再利用などについては第4次の基本計画の基本方針や施策等に記載しておりますので、そういった旨を書かせていただいております。

そして、8番目です。より効率的にエネルギーを生み出すための条件、ごみの水切りなど、そういったものも記載して、市民への環境教育の内容等を検討していくことも記載していただきたいという意見でございます。これにつきましても、生ごみの水切り等のごみの出し方については、令和4年度の見直し予定と書いているのですが、これも今何もしていないのではないかということになるので、既に一般廃棄物処理基本計画でありますとか、「家庭ごみと資源の分別と出し方ハンドブック」の中に記載しておりますので、そういったことも含めて、なおかつ令和4年度の見直しに結びつけていきたいと考えております。

9番目の方針2の経済性に優れた廃棄物処理と環境負荷が低減できる施設というところでございます。これについては環境の低減に向けては当然必要なのですが、オーバースペックにならないように、また当初に計画した設備能力を低下させないように管理マネジメントが重要ですよというご意見でございます。これにつきましては、現在の標準的な技術で過大な整備費用や運営費用の負担を伴わないよう設定しております、最新の技術の導入に当たってはオーバースペックと

ならないよう検討を進めてまいりますということでもあります。そして、基本性能を維持することというのは当然重要と考えておりますので、ご意見として参考にさせていただきますということでお答えをさせていただいております。

方針3の11番ですが、地域内外の企業とか団体と連携して進めることを記載してくださいということなのですが、これにつきましても、2段落目からですが、現在兵庫県においては北摂里山地域循環共生圏の構想ということで、兵庫県、三田市、近隣市町と事業者が提携したモデル事業の取り組みをしておりますというところで、ご意見は参考にさせていただきますということに記載をさせていただいております。

9ページ、16番になります。大規模災害は南海トラフ地震を念頭に置いて震度6の被害などが想定されれば、三田市においてはこういった災害が起きれば、どのような生活様式を取ればよいのか、自助共助だけでは解決が難しいと思えますという意見でございます。ここにつきましては、災害によって出た災害廃棄物は市有地などに仮置き場を設けて集積し、市処理施設だけでなく、国や県の支援のもと、広域的な処理体制を構築して処理することとなります。「また」からの部分につきましては、ここは解釈が少し誤っているというところがございます、東日本大震災のように災害廃棄物処理特別措置法に基づいてと書いているのですが、これは災害廃棄物処理特別措置法だけが既に独立してできているというわけではなくて、これは東日本大震災が発生したことによって、東日本大震災のための災害廃棄物の特別措置法が設けられているという状況でございます、そしてそれは市町村からの要請に基づいて国が代行して処理をするというような手続きがありますので、もう少しこちらについては誤解のないように内容を修正していきたいと思っております。

次に10ページの第4章ですが、19番、施設の維持管理は最重要項目であって、しっかりと保全に努めてくださいということで、日常的な点検や定期的な点検によって補修点検期間等を適正にして、そして働く方の稼働条件も適正に検討してくださいということで、こちらについては、ごみ処理施設が長期にわたって安全で安定な稼働ができるよう参考にさせていただきますということでお答えをしております。

21番の炉の考え方ですが、炉が2列ありますが、理想的な稼働モデルはどのようなチャートになるのでしょうかというようなことですが、これにつきましては、2炉を選択したというのを本計画のほうに記載しておりますので、そういったことも引用してここに付け足して、長期間にわたって安全で安定的な稼働を目指した具体的な設備構成や操炉計画は今後事業者選定時に事業者からの提案を求めることとなりますというふうにお答えするというところで考えております。

そして11ページの第5章、23番でございます。植物由来のものは個々の発生場所で有効的な処理を行えるよう応援支援をするとよいという意見でございますが、現在の三田市の取り組みということでご紹介させていただくような形で答えているのですが、現在緑のリサイクル事業というのがございまして、剪定枝等

のリサイクル事業者を指定いたしまして、こちらのほうに剪定枝などを持ち込んでいただくリサイクルをするというような取り組みをしております。それともう一つは、学校へ剪定枝の粉碎機を貸し出ししておりますので、学校で堆肥化に活用していただいているということがございます。今後は先進事例を調査しながら研究していきたいというふうに考えております。

12 ページ、27 番の粗大ごみの処理施設の処理に関するのですが、事業者からの提案がベースとなるということですが、丸投げにならないようお願いいたしますということですが、これについては、破砕処理施設や方式などについては事業者の提案を含めて、市が主体となって検討することとしておりますということ、ご意見は参考にさせていただきますということと考えております。

第6章ですが、28 番の2段落目から、現在運用中のクリーンセンターについては基準を満足しているかというのは、測定監視が義務となっていると思うのですが、そういった内容は公表されているのでしょうかということなのですが、答えとしては、測定結果はホームページのクリーンセンターの維持管理状況で公表をしておりますということで、またクリーンセンターの管理棟でも測定結果は閲覧していただけるというふうにお答えをしております。

30 番の温暖化ガスの排出量を目標値に入れるべきではないかということなのですが、これにつきましても、地球温暖化ガスの排出量の目標というのは別途カーボンシティに向けた計画を策定することとしておりますので、そういった中で策定するというご意見として参考にさせていただきますとお答えさせていただきます。

第7章の付帯機能・施設の検討のところでございますが、余熱の利用とかそういったもの、32 番ですが、施設内での利用や公共施設への電力供給について実現可能な取り組みや発電量を記載することといたしております。これについては、発電した電力は施設内での利用を最優先としているということでございまして、実現可能な取り組みや発電量につきましては今後事業者選定において事業者さんからの提案を含めて具体的にしていきたいと思いますとお答えをさせていただきます。

34 番ですが、環境教育、環境学習のところでございます。ここについては一番意見が多かったところでございます。皆さんのポイントは環境とかそういったものに関心があるということで、市民一人一人が問題意識を持ってという、そういった環境教育、学習機能を作るというのはぜひとも実現してほしいというような一番多い意見がございました。それにつきましては、新施設では基本方針でも、ごみ、環境問題を市民一人一人の問題として考える環境教育、学習機能を具備するということを記載しておりますし、48 ページにおきましても環境教育の一環として啓発・展示スペース、見学通路などを設け、市民が集い学べる機能を有した市民に親しまれる施設を目指していきますというようなことを記載しておりますので、そういったことを再度記載させていただいて、ご提案いただいているワークショップとか具体化に向けては参考にさせていただきますということで

お答えをさせていただいております。

第8章ですが、プラントの整備計画等の検討ということで、36番についてはAIの活用について、AIで自動化されると設備は原因不明なことが多く、復旧に時間がかかるというデメリット的なものを意見されている方と、もう1つはAIを導入することによって業務の効率化が図れるというところで活用してはどうかという提案をいただいております。これにつきましては、AIの活用に当たっては先進事例も調査しながら、今後の施設設計や事業者選定の評価内容等において検討することとしており、参考とさせていただきますということでお答えしております。

37番のエネルギーの18%以上の記載ということだけでなく、年度別に具体的な目標値を記載してほしいというようなことがあるのですが、この計画の中ではそういった具体的なものというのは今後事業者の提案とか設計を進めていく中で決めていくということになってきますので、この計画の中では国の循環型社会形成推進交付金の交付要件である最低基準値としての18%以上というのを目標値ということで記載をしているということで答えております。

18ページの第10章、整備・運営方式のところでございます。40番ですが、ごみの処理はあくまで市が主体で行うべきで、市民のための公共事業であって、コストだけで考えるべきではないということ。ポツの3点目ですが、リスクを最もよく管理できるものがリスクを分担するという原則に立って、事業開始前から双方でリスク分担を明確化することを勧める。その上で市のモニタリングにより適正に管理していくということが重要になりますよというご意見をいただいております。市のほうで、3番目のポツのところですが、一般廃棄物の処理義務というのは市にございまして、近年のごみ処理施設で主流となっているDBO方式においても市が事業主体となります。市は運転期間中、施設の運転状況や事業運営などをモニタリングし、適正に事業を推進していきますということで、市の事業の主体性を明記しております。

41番については、現在の職員の専門的知識とか、そういったものが継承できるように、またモニタリングとかそういったものが適正にできるように職員の配置を確保していくべきではないかということですが、これにつきましても、基本計画の中に課題というもので書いておりますとおり、事業期間中における市民サービスの質や環境対策の水準などを適切にモニタリングするため、市の技術職員等を一定数配置することや、モニタリング体制などを構築する必要がありますと書いてございまして、具体的な職員の配置については今後検討するというところで記載させていただいております。

19ページのその他ですが、43番、焼却施設を環境基本計画やゼロカーボン計画作成前に作成する必要があったのかというご意見でございますが、右に書いてありますように、本計画というのは現クリーンセンターが供用開始から約30年が経過して老朽化が顕著であるということから、適正に処理するために必要な内容を示したものでございますということで、ご意見の内容については、基本計

画やゼロカーボン計画とは策定の目的は異なるのですが、関連する施策や取り組みについては整合を図っていきたいとお答えをしております。

最後ですが、44番、事業者選定に関する意見でございますが、民間の言い値で決まるのではないかとということとか、選定の過程、結果などを情報公開するということが必要で。また市が主体的に関与していくように進めてくださいという意見についてでございますが、これらについても基本計画の中に、72ページの民間事業者の選定に係る透明性の確保というところで課題として書いておまして、今後評価する基準を明確にして、そして事業者選定につきましては市が主体となって選定委員会を設けて透明性を確保して、結果は公表しますということでお答えをしております。

長くなりましたが、以上でございます。

委員長

：ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質問、ご意見などを受けたいのですが、最初の3つの意見については修正の意向というご説明でした。

残りの修正しないものについて、なぜ修正しないかという理由が、私なりに考えると大きく2つありまして、1つは別計画で扱うから、もう少し上位の一般廃棄物処理基本計画、ごみをどう扱うのかということについてはこの施設だけで決められるものではなく、1つ上のものを令和4年度に策定するので、そちらでちゃんと考える、環境基本計画についても考慮しますということですね。

最後のほうの43番の意見がそれを集約して、そういった上の計画を作る前にこの施設計画を作る意味があるのかみたいなことを言われていますが、これはどこの自治体でも悩むところで、上位の計画も何年から何年と計画期間が決まっていますし、施設も耐用年数が切れるところが大体決まってくるわけで、それに応じてやると。ただ、それをきちんと、ちょっと施設のほうが先に作ってしましますが、後からできる大きな計画に合わせて具体的な施設の設計とか業者選考はしますという回答ということで、これが一番集約されたものかなという気がします。

もう1つ修正しないという理由は、この基本計画はあくまでも施設計画と言いながら、ごみ処理整備基本計画なんですね。だから、選定の仕方とか大きな基本要件などはここで決めますけれども、具体のテクノロジーとか運用の仕方というのは事業者から提案を求めるということで、ここでは書かないわけです。そういった方法を我々は選んだわけです。そこまでどうなるのかというご質問につきましては、後々の詳細な設計のところできちんとご意見を反映しますというお答えになっているということですね。

この2つが大きく回答のポイントかなという気がいたします。

以上を踏まえまして、いろいろな説明の不足ということがあるかもしれませんので、ご質問とかご意見とかいただければと思います。

委員

：よろしいでしょうか。先ほど委員長がおまとめになったような方向が基本だと

思うのですが、市のホームページで公開される以上、もう少し丁寧にお答えしておいたほうがいいのではないかと。最後はそれぞれ企業からの提案に委ねるとか、それはそれでいいのですが、例えば3番でゼロニュートラルのことに触れられていますが、これは発電効率が18%以上というのは基本計画の中に書かれていますが、その発電効率が出ていて、またごみ量とごみ質、ごみのカロリーがわかっているればどれぐらい発電できるかというのは書けるはずなんです。それぐらいはお答えしてもいいのではないかと。基本計画に書いてもいいぐらいのことだと思います。修正が嫌なら、せめてお答えの中で書いたほうが、イメージとしては発電効率というよりも、どれだけ発電できるのですかという発電能力になるので、そのあたりはお答えいただいたほうがいいのではないかと感じます。

委員長 : そうですね。3番を見ると、たしかにそのとおりです。これは処理施設の内容について書くものと、別途ゼロカーボンの計画でやりますとだけ書いているので、全く説明がないような印象がありますね。ほかのころも見ますと、この計画で扱いますとだけ書いているというのは確かに不十分かもしれませんので、この計画で書いていることの再掲でも結構ですし、想定としては書けるところまでは書いていただきたいと思います。ただ、どこまで書けるか今日はなかなか難しいかもしれませんが、ご検討の余地はあるかなという気は私もいたしました。ありがとうございます。

委員 : それと同じ3番について追加で言わせてもらいますと、これは意見として、「焼却炉がゼロカーボンを達成するための条件を明文化し」と書かれているのですが、私は焼却炉単体でのゼロカーボンというのは基本的に無理だと考えます。それはそれではっきりお答えになるべきではないかなと。

委員長 : 確かに絶対に無理ですね。

委員 : これをそのまま置いといたらゼロカーボンをどうやって達成するのかと、次聞かれると思います。

委員長 : 絶対無理ですからね。燃やす施設ですからね。同じだけ吸収するというのはまず無理ですから。

事務局（岡本） : わかりました。意見も踏まえまして少し考えさせていただきたいと思います。

委員長 : ありがとうございます。ほかにかがででしょうか。細かい点で気になるところでも結構ですし、大きな考え方としてのご意見でも結構ですし。

委員 : よろしいでしょうか。6ページの8番のところ、現在のごみの出し方ハンド

ブックとおっしゃっていました。どれを見たらいいのかというのを示していただくとよりわかりやすいかなと思います。

事務局（岡本）：そうですね。ごみの出し方ハンドブックというものがあるのですが、市民の方に分かるようにお示しいたしと思います。

委員長：そうですね。こういったものは質疑応答だけではなくて、この機会にわかりやすく今やっている取り組みを普及するということもできますので、ぜひともそれは付記していただければと思います。ありがとうございます。
ほかはいかがでしょうか。

委員：基本計画の修正した部分の2番ですが、安全・安心の確保と市民に親しまれる身近な施設の表現がややこしいと書いてあるのですが、ここに、「これだから安全」、「これだから安心」というのをつけたほうが多分一般市民の方はわかりやすいのではないかと思ったのですが、どうでしょう。

委員長：修正後の2段落目が、「これだから安心」と。

委員：そうですね。「新施設は」の段落のところで、「だから安心」とつけたほうが多分一般市民の方はわかりやすいのではないかと思ったのですが。

委員長：中身をもう少し説明したほうが一般的には分かりやすいということですね。

委員：そうですね。そのほうがわかりやすいかなと。ややこしいと書いてあるから、もうちょっとわかりやすく、ここが安心ですよ、ここが安全ですよとしたほうがわかりやすいかなと思って。

事務局（岡本）：ありがとうございます。

委員長：安心の記載についてご意見などはありますでしょうか。後半の修正しないところにいくつかありましたが、そういうことはきちんと適正化されているとか、モニタリングされているとか、安定的な稼働をしているということが見える化されているか、というところがこの施設としては安心に繋がるということでしょうね。少し書き方を工夫をされたほうがいいのではないかと私も思いました。ありがとうございます。

委員：災害時の防災拠点としての機能なんかも安心につながっていく部分かなと思いますが、そのあたりでそういう記載はなかったですかね。そのようにちょっと考えてみてください。

委員長 : 災害時や非常時の活動を支援する拠点としてのということは一定書いてはいますね。それをもう少しわかりやすくということかもしれませんし、もしかしたらコンパクトにスパッと書いておいたほうがいいのかもかもしれませんが、防災上のことは、難しいところですね。ご提案内容にもよりますから。そういったことはきちんとしなさいとは書きますけれども、具体的にどのようなということになると事業者からの提案で決まるので、なかなか書きぶりは難しいですが。

事務局（岡本） : ある程度、そのようなことを書くことにはなると思います。

委員長 : そうしたら、書ける部分をご検討いただければと思います。ありがとうございます。非常に重要なご指摘かと思います。ほかはいかがでしょうか。

委員 : 排ガスの測定結果ですが、13 ページ、28 番のところの説明で、測定結果は市のホームページで公表していますと書かれているのですが、この関係で、10 ページの 22 番のところですが、ここの記載では「新施設では発電や排ガス計測値などの運転状況をホームページに掲載することも検討していきます」という、今やっていることがあるのに、ここの記載だとちょっと後退したイメージになっています。例えば発電量については公表していくことを検討しているとか、そこは明確に書かれたほうがいいのではないかと思います。

事務局（岡本） : そうですね。この辺はしていないように捉えられかねないので、新たにやることに重きを置いたように記載をさせていただきます。

委員長 : よろしくお願ひします。ほかはいかがでしょうか。何かほかに関し方とか内容で気になる点はございますでしょうか。

では、ほかのところも含めて少し精査いただきまして、市民意見の返し方につきまして再考いただきたいと申ひます。

いただいたご意見を踏まえた加筆と、事務局が既に想定されている加筆につきましては、今回で市長に答申いたしますので、細かい内容の加筆につきましては委員長、副委員長、市で協議した上で最終案を確定するというご一任いただいでよろしいでしょうか。ということで、また5回目を開催するという形はかないませんので、委員長、副委員長、市と協議ということでご一任いただきたいと申ひます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

5 審議事項

三田市新ごみ処理施設整備基本計画（答申案）について

委員長

：続きまして、次第5「諮問事項」に移りたいと思います。お手元資料の中に、市長からの諮問文書の写しがあると思います。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第2項第5号の規定により一般廃棄物の処理施設の整備を計画的に推進する必要があることから、三田市新ごみ処理施設整備基本計画の策定について、三田市附属機関の設置に関する条例第2条の規定に基づき、諮問したい」ということでございます。

当委員会としましても、三田市ごみ処理施設整備基本計画（案）に関しまして、妥当であるのか、あるいは何らかの意見を添えて答申するのかなど、そのあたりのことを決めていきたいと思います。

それでは、次第5、諮問事項の「三田市新ごみ処理施設整備基本計画（案）修正事項」及び「三田市新ごみ処理施設整備基本計画（案）の追記事項」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

事務局（岡本）

：資料2をもとにご説明させていただきます。

まず、修正事項につきましては、先ほどもパブリックコメントの中で修正するものということでご説明させていただきましたとおり、1ページにつきましてはそれを繰り返しているところがございますので、省かせていただきます。

2ページ目の、P4につきましては先ほど少し意見をいただきましたので、それらを踏まえて最終調整はさせていただきたいと思います。

2ページの一番下のP7の修正につきましては、これはパブリックコメントの意見ということではないのですが、燃料に関して、助燃とか再燃、ごみの火力が衰えたときに燃料を足して燃やすというようなときに使う燃料を基本計画の中では灯油ということで限定をしていたのですが、もう少し温室効果ガスのことを見据えて、今後いいものが開発されれば、そういったものの採用についても検討しますという姿勢が必要なのではないかという意見がございましたので、こちらについて追加させていただいております。

3ページにつきましては、P18については修正するものということで文字で表現させていただいていたのですが、こういうふうになりますということで、表の形で再度お示しをさせていただいたということで、内容的には同じでございます。

4ページも同じように、粗大ごみのほうの部分ですけれども、修正するものということをしていたものをこうした表の中に整理をして、こういう形で表記したいということで再度お示しをしたということでございます。

資料2については以上でございます。

続きまして、資料3についてご説明させていただきます。基本計画（案）に追記する事項ということで、これにつきましては、本委員会、三田市新ごみ処理施設整備基本計画策定委員会の設置条例並びに規則を附属資料にということで資料編のほうにつけさせていただくということで、これは第1回目の委員会の中でもお示しをさせていただいた条例の抜粋と、そして次のページは策定委員会の規

則を載せるということ、そして3ページには委員の名簿を掲載させていただく。これも1回目のときにご提示させていただいたものと同じでございます。

そして最後に3番の開催の経過というところで、第1回目から第2回、第3回、パブリックコメント、そして本日の第4回の内容を経過として、後ろの資料編ということで追記をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

委員長 : ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたように、修正事項、資料2はパブコメに基づいた修正に、少し灯油だけではないよという、そのような可能性も含めた修正をするということでご説明をいただきました。もう1つは、追記事項、資料3ですね。これまで中身だけでありましたけれども、最後に我々がやりましたということで、責任が出てきますけれども、こういったものをつけて最終の基本計画ということで完成させたいというご説明だったかと思います。前半のパブコメに対する意見につきましても委員長、副委員長に一任の上、市と協議するというところで、表現などわかりやすい修正をするということ前提にしながら、このことにつきましてもご意見、ご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

委員 : 言葉尻の問題ですが、資料3の委員会の委員構成、第2条のところで、(1)が学識経験者で、(3)は「執行機関が必要と認める」、「者」がない。

委員長 : 「者」がないですね。これは脱字だと思います。

事務局(岡本) : ありがとうございます。

委員長 : ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、前半説明いただきましたパブコメを踏まえまして、修正事項に少し加えたもので修正いただく。あと追記も、本委員会に関する資料を最後につけていただくということで基本計画が完成するというところで行きたいと思います。ありがとうございます。

では、概ね皆さんから本日意見を出していただいたので、これらの意見を集約して市長に答申していきたいと思います。大きな変更といえますか、間違っている点とか考え方を修正ということはございませんので、公式の付記事項とか付帯事項ということではなく、あくまで委員長、副委員長、市との協議で表現の再考を一任するというものでしたので、諮問文書としては、出していただいた中身について、特にこんなことを付記するということを協議せずに承認の是非をこれから進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 : はい。

委員長 :では、これまでの審議を踏まえまして、諮問事項であります新ごみ処理施設整備基本計画の策定案につきまして承認の採否を本委員会でお諮りいたします。新ごみ処理施設整備基本計画の策定につきまして承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委員長 :では、全員の挙手が得られましたので、承認することを本委員会で決定いたします。ありがとうございました。

では、繰り返しますが、記載内容につきまして、細かい修正点、これまでいただいたご意見を委員長、副委員長預かりということで、我々のほうに一任いただくということによろしいでしょうか。

委員 :はい。

委員長 :ありがとうございました。一番大きな仕事はこれで終わりました。ありがとうございます。

6 その他

委員長 :それでは、続きまして、次第6「その他」に移りたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（赤井） :本日は長時間にわたりまして審議いただきましてありがとうございました。本日の協議の結果につきましては、先ほど委員長からご説明いただきましたとおり、市長の諮問に対しまして委員会としての答申という形で市のほうに提出させていただくこととなります。

なお、答申の内容につきましては、先ほどもございましたとおり、赤澤委員長、築谷副委員長と、再度今日出ましたご意見、より丁寧な説明をということでしたいたかと思っておりますが、そのあたりを検討させていただきまして再度調整をさせていただきたいと思っております。

今後のスケジュールについてですが、市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方、これにつきましてはホームページのほうで最終のものを公表させていただきたいと思っております。また、本日の委員会の審議を踏まえました答申をもとに、三田市新ごみ処理施設整備基本計画を来月12月に策定する予定としております。策定しました計画につきましては、冊子という形で皆様のお手元にはお渡しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

委員長

：ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などはございますでしょうか。よろしいですか。できたものは迅速に公表して、市民のご理解のもとで計画を進めていくということでもよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の議事といたしますか、本委員会の議事はすべて終わりました。委員の皆様方、長きにわたり大変お疲れさまでした。ありがとうございました。皆様には今後も引き続き新ごみ処理施設の整備に向けてご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、これで本委員会の進行を終わりましたので、事務局に進行をお返しいたします。

7 閉会

事務局（久高）

：まちの再生部長の久高でございます。閉会に当たりましてご挨拶をさせていただきたいと思っております。

赤澤委員長をはじめまして、委員の皆様には今年3月の第1回目の委員会の開催から、そのときにも説明させていただきましたが、非常にタイトなスケジュールで皆様のご協力をお願いしたところでございますが、本日第4回目ということで、一定の基本計画が定まるということで答申をいただいたということで、大変皆様には感謝申し上げているところであります。

今後、先ほど簡単に申しましたけれども、新施設の稼働に向けまして適時計画から、また調査を順調に進めていきまして、先ほど市民の意見もありました今の施設の安定的な稼働はいつまでなのかということで、令和9年までということで私どもは申し上げております。何とか10年からの新しい施設の稼働、そして新しい施設は再生エネルギーといいますか、電力の発電も踏まえまして三田市にとっても新しい未来を司る施設として市民の皆様が安心して安全に生活いただける基盤となりますように整備に努めてまいりたいと思っております。

本当に短い期間でありましたが、いろいろご意見をいただきまして大変感謝申し上げます。本日をもって当委員会は解散ということになりますが、今後ともさまざまな面でまた皆様のご協力を仰ぐ場面があるかもしれませんので、その節はまたよろしくお願いいたしますと思っております。

最後ですが、本当に皆様にご感謝申し上げまして本日の会を終わってまいります。ありがとうございました。